# 関東ICT推進NPO連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、関東ICT推進NPO連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 関東地域で活動する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)相互間等の連携により、ICTを利活用したNPO法人活動の活性化を図ることによって、地域情報化を推進するとともに、地域住民の利便性の向上等、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は次の事業を行う。
  - (1) 会員相互間の連携を図るための交流
  - (2) 本会活動の積極的な情報発信
  - (3) 本会の設立目的を達成するための調査研究
  - (4) 行政機関、大学等と連携したイベント等の開催
  - (5) その他、本会目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第4条 本会の会員は、正会員及び準会員とする。
- 2 正会員はNPO法人又は本会の設立目的に賛同する個人等とし、準会員は正会員以外の者とする。

(役員)

- 第5条 本会に代表幹事、副代表幹事及び幹事を置く。
- 2 代表幹事は幹事の互選により決定する。副代表幹事は幹事の中から代表幹事が指名する。
- 3 幹事は会員の推薦により総会において決定する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

- 第7条 代表幹事は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事不在時にその職務を代行する。
- 3 役員は、この会の業務運営に必要な重要事項を審議決定する。

(顧問)

- 第8条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は幹事会の推薦によって代表幹事が委嘱する。
- 3 顧問は代表幹事の諮問に答え、又は意見を提出する。

#### (総会)

- 第9条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は年1回開催する。臨時総会は代表幹事が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上 が要求したときに開催する。
- 3 総会は代表幹事が招集し、その議長は総会において選任する。
- 4 総会は情報通信技術を活用した方法により開催することができる。

### (総会の議決事項)

- 第10条 次の事項は総会の議決を経なければならない。
- (1) 事業計画
- (2) 規約の改正
- (3) 事業報告
- (4)解散
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事項

#### (幹事会)

- 第11条 幹事会は代表幹事が必要と認めたときに開催する。
- 2 幹事会は次の事項を決定する。
- (1)総会に提出すべき事項
- (2)総会から委任された事項
- (3) その他必要な事項
- 3 幹事会は、幹事会の検討を促進するため、必要に応じて幹事会の下、幹事による幹事作業部会を 開催することができる。
- 4 幹事会及び幹事作業部会は情報通信技術を活用した方法により開催することができる。

### (議決)

第12条 総会及び幹事会は会員(幹事会にあっては幹事者数)の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

### (入会及び退会)

- 第13条 本会に入会しようとする者は、書面により申し込むものとし、幹事会の承認を得るものと する。なお、本会に申し込んだ内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るものとする。
- 2 本会を退会しようとする者は、理由を付した書面によりその旨を届け出るものとする。
- 3 会員が次のいずれかに該当する場合、幹事会の承認により、前項の書面を届け出たものとみなす。
- (1) 本会に申し込んだ又は届け出た連絡先により、会員と連絡が取れない場合
- (2) その他退会に相当する事項が認められるとき

#### (解散)

第14条 本会は、会員の3分の2以上の同意を得なければ解散することはできない。

### (事務局)

- 第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、幹事会が委託した者が運営する。

## 付則

- 1 この規約は、設立の日(平成16年6月24日)から施行する。
- 2 本会の事業年度及び役員の任期は4月1日から3月31日までとする。ただし、設立年度は、設立総会の日(平成16年6月24日)に始まり、平成17年3月31日に終わる。
- 3 この規約は、平成17年5月26日から施行する。
- 4 この規約は、平成18年5月19日から施行する。
- 5 この規約は、平成30年4月26日から施行する。
- 6 この規約は、令和2年9月15日から施行する。